

令和5年10月2日

## 昨年度に引き続き

### 小規模家さん飼養者様へ 鳥インフルエンザ発生予防のため 2点のお願いです！

国の指示により  
当面の間  
毎月実施する  
予定です。

- ①以下の3項目（飼養衛生管理基準）の自己点検をお願いします！
- ②自己点検の結果について、家畜保健衛生所まで、電話もしくは別紙により郵送、FAX又はメールでご報告ください。

**締切：令和5年10月から令和6年5月までの  
毎月15日 必着まで**

佐久家畜保健衛生所 電話：0267-62-4123

FAX：0267-63-3002

郵送先：〒385-0035 佐久市瀬戸中庭1111-179

以下の3項目について自己点検して頂き、ご報告をお願いします。

1.  
鶏などの世話を  
する前後は、  
手洗い・消毒を  
する。

3.  
鶏舎に野生動物  
(野鳥、ネズミ等)  
が入らないよう防鳥  
ネット等で侵入防止  
対策を実施する。

2.  
鶏舎に入る時は、  
専用衣服と専用靴に  
履替える。

専用靴



## 飼養衛生管理基準とは

家きん（ペットを含む：鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥）を飼養する**全ての所有者**は、家畜伝染病予防法に規定されている「**飼養衛生管理基準**」を**遵守する義務**があります。高病原性鳥インフルエンザなどの伝染病から家きんを守るための衛生管理の方法です。

農林水産省 飼養衛生管理基準

検索

昨シーズンの高病原性鳥インフルエンザは、過去最大規模の 26 道県 84 事例の発生がありました。海外でも、韓国、フランス、アメリカで発生が確認されるなど、世界的に流行が見られたシーズンとなりました。これらの発生状況を考慮すれば、**今シーズンにおいても、厳重な警戒が必要と考えられます。**

ひとたびこの伝染病が発生しますと、発生農家にとどまらず、周辺地域、ひいては、わが国の養鶏業界全体に大きな影響をもたらします。

**ご自分の家きんのみならず、地域の養鶏業を感染から守るためにも、飼養衛生管理基準を遵守しましょう！**

## 高病原性鳥インフルエンザについて

- ①高病原性鳥インフルエンザは、鳥インフルエンザウイルスの中でも、特に鶏に病気を起こす力が強いウイルスにより起こる病気です。
- ②このウイルスは渡り鳥により国内に持ち込まれ、これらのウイルスを含む糞などを様々な**野鳥や野生動物（ネズミなど）**等が媒介し、地域の汚染が拡大します。
- ③**人の手指や靴底、車両、野生動物などを介して、家きん舎等に侵入する可能性**があります。
- ④このウイルスに感染すると、多くの場合、元気がなくなり（写真）、死亡する場合があります。



高病原性鳥インフルエンザウイルスに感染し、元気をなくしている鶏

➤ 鶏に元気がない場合やほぼ同時期に複数羽が死ぬ場合は、すぐに獣医さん（家畜保健衛生所、動物病院）に相談して、治療や指示などを受けましょう。

**別紙：佐久家畜保健衛生所防疫課 行き**

F A X : 0267-63-3002 Eメール : sakukachiku@pref.nagano.lg.jp

**下表にご記入の上、ご報告願います。**

(FAX 番号はお間違えが無いようにご注意ください。)

(なお、全項目を「○」で報告いただいた場合は、引き続き自己点検を行った上で変更がなければ、翌月以降の報告は不要です。)

<b>氏名</b>	
<b>住所</b>	
<b>電話番号</b>	
実施している 場合又は該当が ない場合は○印 を、  実施していない 場合は×印をお 願います。	1. 鶏などの世話をする前後は、手洗い・消毒をする。
	2. 鶏舎に入る時は、専用衣服と専用靴に履替える。
	3. 鶏舎に野生動物（野鳥、ネズミ等）が入らないよう 防鳥ネット等で侵入防止対策を実施する。
ご不明点が ありましたら ご記入ください	

**Eメールでの報告方法 (sakukachiku@pref.nagano.lg.jp)**

- ・メールに本用紙を撮影した写真、PDF を添付して送信。
- ・又はメール本文に飼養者住所・氏名、電話番号と点検結果を記入して送信。

例) ××市 ○○○○ 026○-○○-○○○○ 1○、2○、3○

佐久家保 Eメールアドレス 2次元バーコード→→

